

## 屋外におけるイベントの中止判断について

秋田商工会議所

## &lt;基本的考え方&gt;

当所が主催する屋外イベントの中止判断については、イベントの性質、会場の状況、開催日程などを考慮し、参加者および関係者の安全を最優先に考え、状況に応じて運用するものとし、天候による判断については下記の基準を基に協議のうえ判断する。

その他、感染症の流行、社会経済情勢、開催日直近や近隣地域での大規模災害発生などの事情により中止とする場合がある。

また、実行委員会が主催するイベントにおいては、この考え方及び下記の基準等を実行委員会内で共有し、協議のうえ判断する。

## 1. 事前のイベント中止の判断

- ・ イベント開催前日16時の状況を踏まえて行う。
- ・ ただし、天候の急変により、イベント当日に中止判断を行う場合がある。
- ・ 中止の判断がなされた場合は、速やかに関係者に連絡する。

## 2. イベント開催中の中止判断

- ・ 参加者および関係者の安全を最優先に考え判断する。
- ・ 一時的な天候の乱れが予測できる場合には、この限りではなく状況を見て判断する。

## 3. 出店料の取扱い

- ・ 事前にイベントを中止した場合は、出店料を返金する。
- ・ イベント開催途中で、天候の急変等により下記基準に該当するなどやむを得ず中止となった場合は原則、出店料は返金しない。ただし、状況により主催者協議により返金（一部を含む）をする場合がある。
- ・ 出店者の個々の判断により出店を取りやめた場合は、出店料を返金しない。ただし、イベントの集客状況などを踏まえ、出店者と協議のうえ中止とした場合にはこの限りではない。

## &lt;イベント中止基準&gt;

○イベント開催日が以下のいずれかの状況にあるとき

気象	基準
降 雨	・ 1回の降雨量（連続雨量）が50mm以上、または1時間の降雨量が20mm以上、または24時間降雨量が150mm以上であるとき ・ または、大雨警報が発令されたとき
強 風	・ 毎秒10m以上の風速のとき、または強風警報が発令されたとき
降 雪	・ 1回の降雪量（連続降雪量）が25cm以上であるとき
雷	・ 雷の発生位置が20km圏内になったとき（中止または中断）
その他	・ 災害や事故等により、会場や施設が危険な状態にある場合

※参考：労働安全衛生法に基づく建設工事の作業中止基準（解釈例規 昭和34年2月18日 基発第101号）